東海第二発電所 指摘事項に対する回答一覧表(有毒ガス防護対策)

No.	年月日	説明資料			該当頁	コメント内容	回答内容	資料反映箇所	回答状況
1	2022/6/15	G-1-001	改0	申請の概要	P18	固定源及び可動源の調査において、東海発電所の扱いを再確認し、敷地を共有しているのであればその 旨説明すること。	一部の敷地を共有している東海発電所においては、敷地内に有毒化学物質がないことを確認しており、その旨資料に記載し、東海発電所の扱いについて明確化を図った。(No.27と同様)	別紙4-7-1 p9	2022/8/30
2	2022/6/15	G-1-001	改0	申請の概要	_	最新プラントの女川2号炉の記載と比較し記載が不十分な部分があるため、確認し記載の充実化を検討すること。(例:p31の薬品の記載や,p33の評価対象外とした有毒化学物質の記載等。)	女川2号炉の記載を参考に記載の充実化を図った。また、まとめ資料について女川2号炉との比較表を作成し、記載の充実化を図った。		2022/7/19
3	2022/6/15	G-1-001	改0	申請の概要	P14		ボンベ保管されている敷地外アンモニアについて調査 対象としていることについて別紙4-7-1に記載した。	G-1-002(改1) 別紙4-7-1 p128	2022/7/19
4	2022/6/15	G-1-001	改0	申請の概要	P14, 18	調査対象として選定した論拠を説明すること。 (ガ ソリンや硫化水素が選ばれた理由についても同様 に。)	敷地外固定源の特定フローについて明確化を図った。	G-1-001(改1)p14 G-1-002(改1)p4	2022/7/19
5	2022/6/15	G-1-001	改0	申請の概要	_	気象条件のインブットとして、東海第二発電所の地 表データだけでなく、最寄りの水戸気象台のデータ も確認し、大きな齟齬がないことを説明すること。	最寄りの気象官署(水戸地方気象台)で観測された データについて確認を行った。(No. 26と同様)	G-1-002(改2) 別紙9 p4~8 G-1-010(改1)p222~226	2022/8/30
6	2022/6/15	G-1-001	改0	申請の概要	P23	表7の最大方位という記載を実態の評価に合わせる形 に記載を検討すること。また、敷地外の評価は発生 源毎に確認できるように図の示し方を検討するこ と。	敷地内外固定源の隣接方位を含めた評価結果を記載するとともに、敷地外固定源の図について位置の明確化を図った。	G−1−001 (改2) p23~25	2022/8/30
7	2022/6/15	G-1-001	改0	申請の概要	_	調査対象外の表で隣接する事業所などがどれかわか るように説明すること。	ヒアリングにてご説明する。	_	2022/7/19
8	2022/6/15	G-1-001	改0	申請の概要	P20	有毒ガス防護判断基準値でメタノール, ガソリン, 硫化水素について, 具体的に何に基づき防護判断基 準を設定しているのか説明すること。	比較表の差異理由に、有毒ガス防護判断基準値設定の 考え方フローに沿って設定した考え方を記載し、文献 にて設定したものについてヒアリングにてご説明す る。	_	2022/7/19
9	2022/6/15	G-1-001	改0	申請の概要	P23	有毒ガス防護判断基準値に対する割合の和が1に足して際どいものがあるので、表で除外したロジック・ 選定の考え方について説明すること。	No. 4と同様	No. 4と同様	2022/7/19
10	2022/6/15	G-1-002	改0	有毒ガス防護について	P35	開示情報で堰の情報が得られなかった時に堰がある ものとして考え、その面積を東海第二の敷地内のア ンモニア溶融炉の堰から推定する妥当性を説明する こと。	堰面積については、保守的な結果となる条件(堰設定なし)を設定する。なお、開示情報が得られなかった一部の堰面積については、実態調査を行い、調査で情報が得られた場合は、その値を設定して評価を行う。(No. 37と同様)	G-1-002(改2) p35, 43~48, 52, 55 G-1-010(改1)p39, 47~ 52, 56, 58	2022/8/30
11	2022/6/15	G-1-002	改0	有毒ガス防護について	P201	TBPを使用する際に使う有機溶媒が表のどこに該当するか説明すること。	確認しヒアリングにてご説明する。	_	2022/7/19
12	2022/6/15	G-1-002	改0	有毒ガス防護について	P325, P326	p325の第1表では搬入量とp324の輸送量の違いを説明すること。	整合性を図るため,「搬入量」を「輸送量」に訂正した。	G-1-002(改1)別紙4-9 p2	2022/7/19
13	2022/6/15	G-1-002	改0	有毒ガス防護について	P255, P256	固定源の整理で対象外としたものについて, その根拠を説明すること。	No. 4と同様	No. 4と同様	2022/7/19
14	2022/6/15	G-1-002	改0	有毒ガス防護について	P356	第3表で最小投影面積において、一番厳しい条件を使用していることがわかるようにデータを纏めて説明すること。	最小投影面積の設定について,一番厳しい条件である ことについて明確化を図った。	G-1-002(改1) 別紙10-2 p15,16	2022/7/19
15	2022/6/15	G-1-002	改0	有毒ガス防護について	P394	短時間放出の場合の計算式が適切か確認し説明する こと。	計算式を適切に修正し、気象指針に基づく式である旨 を記載した。	G-1-002(改2) 別紙10-2 p26,51~54 G-1-010(改1)p256,271~273	2022/8/30

1

No.	年月日	説明資料		該当頁	コメント内容	回答内容	資料反映箇所	回答状況	
16	2022/6/15	G-1-005	改0	有毒ガス防護について_比較表	P25	運転・対処要員が体制上のどの要員で、その対象が その要員でいい理由を説明すること。 (ガイドの運転・指示要員等が東海第二ではどの要員に該当するか。)	運転・対処要員の範囲について,体制図の明確化を 図った。	G-1-002(改1) 別紙12-1 p2,3	2022/7/19
17	2022/6/24	G-1-007	改0	添付書類十一_比較表		「3.1.2 調達に係る組織」にて委託等実績の記載を検討すること。 (p5/14の「3.4.1 供給者の技術的評価」, 「3.4.2 供給者の選定」, 「3.4.3 調達管理」についても同様に)			今後回答
18	2022/6/24	G-1-007	改0	添付書類十一_比較表	p3/14	3. 設計活動に係る品質管理の実績において,先行との差異理由で保安規定の施行前は不適切であり,法律の施行改正前等の記載の適正化を検討すること。			今後回答
19	2022/6/24	G-1-007	改0	添付書類十一_比較表		3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法において、品管規則に照らして設計開発レビューについての記載の不要か再検討すること。			今後回答
20	2022/6/24	G-1-007	改0	添付書類十一_比較表	p7/14	4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証では適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職の者,3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証では当該業務を直接実施した原設計者以外の者とあるが、品管規則に照らして適正化を検討すること。			今後回答
21	2022/7/19	G-1-010	改0	有毒ガス防護について	р37	消防法で抽出したものが毒物及び劇物取締法を包含 しているか説明すること。	No. 34と同様	_	2022/8/30
22	2022/7/19	G-1-002	改1	有毒ガス防護について	p27	第3.1.3-1図, 第3.1.3-2図で③とか①とか複数を纏めて記載しているので, p25とp26の第3.1.3-2表の放出源がそれぞれ独立しているなら別に分けることを検討すること。また, 塩酸等同事業所で保有量が違う場合は③-1, ③-2, ③-3のように記載分けを検討すること。	事業所毎、評価毎など放出源が確認できるよう表及び 図の充実化を図った。	G-1-002(改2)p20~24 G-1-010(改1)p24~28	2022/8/30
23	2022/7/19	G-1-002	改1	有毒ガス防護について	p188	屋内開閉所の位置がわかる図を追加すること。	屋内開閉所の位置を示した図を追加した。	G-1-002(改2) 別紙4-7-1 p14 G-1-010(改1)p171	2022/8/30
24	2022/7/19	G-1-002	改1	有毒ガス防護について		調査対象整理について「×」及び「○」を付ける考え方を整理し説明すること。	特定フローの「Y」「N」に基づき,「○」「×」を記載し,スクリーニング評価対象となる固定源・可動源を特定していることを説明する。		2022/8/30
25	2022/7/19	G-1-002	改1	有毒ガス防護について	p296	固定源整理表の液化石油ガスで開示情報に基づき容器に保管されているのか推定なのか整理し、表では開示情報に基づいた記載にすること。	一部の液化石油ガスについて、「消防法に基づく届出情報から貯蔵方法の情報が得られなかったが、消防法に基づき届出のあった液化石油ガスは高圧ガスであり、高圧ガスは高圧ガス保安法に定める容器(ボンベ等)に保管されているため調査対象外。なお、貯蔵量が300kg以上3000kg未満であるため、高圧ガス保安法ではなく、消防法にて届出がなされている。」と記載した。	G-1-002(改2) 別紙4-7-1 p83, 87, 89, 90, 94, 122~130	2022/8/30

No.	年月日	説明資料			該当頁	コメント内容	回答内容	資料反映箇所	回答状況
26	2022/7/19	G-1-002	改1	有毒ガス防護について	p361	有毒ガス防護対策で用いるF分布検定の妥当性について説明すること。	水戸地方気象台において観測された気象データ (2005年4月~2006年3月) について、2018年9月26日に原子炉設置変更許可を受けた東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可も請書、後電用原子炉施設の変更) にて確認している統計年(1994年4月~2005年3月) でF分布検定を実施し、棄却された項目がないことを確認した。	別紙9 p4~8	2022/8/30
27	2022/7/19	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	р7	東海発電所の有毒化学物質がないことの説明の追記 を検討すること。		G-1-002(改2)p3, 5, 34 別紙4-7-1 p9 G-1-010(改1)p7, 9, 38, 166	2022/8/30
28	2022/7/19	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p10	高周波溶融炉について,設置許可上の扱い(廃棄物 処理系の何に該当)を説明すること。	高周波溶融炉について,設置許可上の扱いを記載する とともに設備名の適正化を図った。	G-1-002 (改2) p8, 15 別紙2 p12 G-1-010 (改1) p12, 19, 115	2022/8/30
29	2022/7/19	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p21	地域防災計画及びガス事業法の調査結果について記 載を検討すること。	地域防災計画及びガス事業法の調査結果を追記した。	G-1-002(改2)p18 G-1-010(改1)p22	2022/8/30
30	2022/7/19	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p23		敷地外固定源の調査結果については、開示された情報 に基づき記載するとともに、表の充実化を図った。	G-1-002(改2)p20~21 G-1-010(改1)p24~25	2022/8/30
31	2022/7/19	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p23	に充実化すること。また、ガイドに基づき33個の放	No.30と同様に表の充実化を図った。また,図については放出源を中心として評価点を隣接方位の固定源を確認できる図とした。	G-1-002(改2)p20~21 別紙15 p21~30 G-1-010(改1)p24~25, 321~332	2022/8/30
32	2022/7/19	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p29	曝露と暴露が混在しており、出典元の関係で合わせることはできないかもしれないが、整合できるなら検討すること。また、 LC_{50} 値(マウス)が…と LC_{50} 値(マウス)…と「が」が入っていたりいなかったりするので適正化すること。	文献等に基づき整合を図るとともに, 記載の適正化を 図った。	G-1-002(改2)p27~33 別紙1 p16~22 G-1-010(改1)p31~37, 80~86	2022/8/30
33	2022/7/19	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p103	女川はIDLH値で東二IDLHでは「値」が付いていないが、ガイドは「値」が付いているので確認し、適正化すること。	ガイドに合わせて、記載の適正化を図った。	G-1-002(改2) 別紙2 p1~2 G-1-010(改1)p105	2022/8/30
34	2022/7/19	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p37	消防法で抽出したものが毒物及び劇物取締法を包含 しているか説明すること。	消防法第9条の3にて、毒物及び劇物取締法に規定する 毒物は、規定された数量以上のものはあらかじめ届出 することが規定されており、アンモニア及び塩酸につ いては、毒物及び劇物取締法に規定されているため、 包含されていることを確認した。	-	2022/8/30
35	2022/7/19	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	р37	と考える妥当性や保守性について説明すること。また, 堰の設定方法の妥当性や保守性についても説明	開示情報が得られなかった薬品濃度及び堰面積については、保守的な結果となる条件(薬品濃度100%、堰設定なし)を設定する。なお、開示情報が得られなかった一部の薬品濃度及び堰面積については、実態調査を行い、調査で情報が得られた場合は、その値を設定して評価を行う。	G-1-002(改2)p35,43~48	2022/8/30

No.	年月日	説明資料		該当頁	コメント内容	回答内容	資料反映箇所	回答状況	
36	2022/7/19	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	р37	性か、考え方を示すこと。	ガソリンは混合物であるため沸点は30℃から180℃であり、常温常圧では主に液体として存在していること、そして評価に当たっては、分圧などガソリンの物性値を用いて評価を実施し、揮発性が高いことも評価条件に含んでおり、液体として評価することも活りあると考える。また、ガソリンが堰全体に広がりそこから蒸発するものとしている。評価は、蒸発面積が広くなり、保守的な評価となっている。	_	2022/8/30
37	2022/7/19	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	р38	薬品濃度の設定の考え方(同様の設定をしている他 プラントと東二の考え方の整合性も踏まえて)について充実化すること。また、有毒ガス濃度を評価する時の温度について設定の妥当性を説明すること。	薬品濃度については、開示された情報が得られたものはその濃度を用い、得られなかったものは保守性の観点から100%と設定し評価する。敷地内固定源(アンモニア)は、25%であるが、運用に余裕を見込んだ値である26%を設定する。また、有毒ガス濃度は25℃(298.15K)、1気圧における各有毒化学物質の体積分率とした。	G-1-002 (CX2) p35, 43~48, 52, 55, 58, 59 G-1-010 (改1) p39, 47~	2022/8/30
38	2022/7/19	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p114	※4の差異理由の記載について、何が開示請求と同じ情報がHPから得られたのか記載すること。	「ガス事業法」から抽出された敷地外固定源は、資源エネルギー庁のHPにて開示されている「ガス製造事業者一覧」より中央制御室から半径10km以内にあるLNG 基地名、事業者名を抽出し、その事業者のホームページから得られた情報により確認を行ったことを追記した。	G-1-002(改2)	2022/8/30
39	2022/7/29	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p277	中央制御室に常駐をしている情報班1名について,役割等追記を検討すること。	情報班のうち中央制御室に常駐する1名の要員が行う 役割について,記載を追記した。	G-1-002(改2) p440, 441, 446	2022/8/30
40	2022/7/29	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p282	要員の名称について、現状同じ要員が別名称となっていたりとわかりにくいため、記載を工夫すること。	要員の名称を整理し、記載の適正化を図った。	G-1-002(改2) p439, 440, 441, 444, 445, 446 G-1-010(改1) p276, 277, 278, 281, 282, 283	2022/8/30
41	2022/7/29	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p66	有毒ガス濃度の防護判断基準値に対する和が1を下回るとあるが、ガイドの記載に合わせた適正化を検討すること。	ガイドの記載に合わせ「和が1より小さい」とし、記載の適正化を図った。	G-1-002(改2) p69 G-1-010(改1) p68	2022/8/30
42	2022/7/29	G-1-002	改1	有毒ガス防護について	p430	立会人等が資料間で記載方法が統一されていないので整合すること。また、別紙11-1のタイトルも資料の内容に合わせて適正化を検討すること。	「立会人等」としていた記載を「発電所員」に統一 し、資料間での整合を図った。また、(別紙11-1)につ いては、敷地内に受け入れた可動源からの有毒ガスの 発生を検出するための体制及び必要な箇所への連絡等 の記載を充実化した。	C=1=010(2(t) p437, 436	2022/8/30
43	2022/7/29	G-1-002	改1	有毒ガス防護について	p432	有毒ガス防護の防護措置と処理についての記載を, 別紙11-2と別紙11-3で適切な表現を検討すること。	可動源からの有毒ガスの防護(別紙11-2)及び終息に係る措置(別紙11-3)とに分かれていた資料を統合しました。(別紙11-3は別紙11-2に取り込まれたことから,別紙11-3は削除)		2022/8/30
44	2022/8/30	G-1-011	改0	敷地外固定源の再評価状況説明	p1	敷地外固定源で再調査の結果,使用していないこと がわかり評価対象から除外するなら,そのエビデン スを示すこと。	再調査で、現在、固定源を使用していないことが判明 したが、消防法に基づく廃止の届出がなされていない ことなどから、今後、固定源を使用しないことについ ては不確実であるため、当該固定源は全量1時間で放 出するとして評価する。なお、その場合でも評価結果 は1より小さい。	_	2022/9/14
45	2022/8/30	G-1-011	改0	敷地外固定源の再評価状況説明	p1	ガソリン⑮等の開示情報で堰があるものを対象に, 解析条件,環境温度,蒸発率,物性値等を整理して 説明すること。	東海第二の特有の物質であるガソリンのうち、堰を考慮するガソリン⑮について、解析条件、物性値等について整理して記載した。		今回回答
46	2022/8/30	G-1-001	改2	申請の概要	P23	3方位合算した記載にしているが,女川を参考に精緻 に記載を検討すること	3方位合算した記載方法について,それぞれの中心方 位毎に結果を記載した。	G-1-001(改3)p23~25	2022/9/14

No.	年月日	説明資料			該当頁	コメント内容	回答内容	資料反映箇所	回答状況
47	2022/8/30	G-1-001	改2	申請の概要	p41, p46	p40では名称でHCFC-123, p46では薬品タンク名が HCFC-123になっているので適切か確認すること。	「薬品名称」に記載の適正化を図った。	G-1-001(改3)p41,46	2022/9/14
48	2022/8/30	G-1-002	改2	有毒ガス防護について	p23	「中央制御室から半径10km以内及び近傍」の「以 内」の記載が適切か確認すること。	ガイドに基づき,中央制御室から半径10km以内にある 敷地内固定源を調査対象としているため,「以内」は 削除し,「中央制御室から半径10km近傍には,多量の 有毒化学物質を保有する化学工場がないことを確認し ている。」に記載の適正化を図った。	(本文 p20)	今回回答
49	2022/8/30	G-1-002	改2	有毒ガス防護について	p29	発生源からみた評価方位の図で,放出源毎に評価点 をみた方位の絵を作成すること。	発生源毎に評価点を見た方位図では方位線と重なって しまう場合もあるため、方位角にて記載した。	G-1-002(改3) p500 (別紙15 p21) G-1-010(改2) p331	今回回答
50	2022/8/30	G-1-002	改2	有毒ガス防護について	_	有毒ガスの影響を軽減することに期待する防液提に ついて,保守管理及び運用管理を具体的にどうよう なことをするのか資料を追加すること。	防液提の保守管理及び運用管理について記載した。	G-1-002(改3) p364 (別紙7 p3) G-1-010(改2) p213	今回回答
51	2022/8/30	G-1-002	改2	有毒ガス防護について	p135	敷地外固定源のアンモニアの資料で,溶融炉アンモニアタンクの説明について記載の充実化を検討すること。	溶融炉アンモニアタンクが雑固体減容処理設備のどこ に位置するかについて記載の充実化を図った。	G-1-002(改3) p136,137 (別紙2 p12,13) G-1-010(改2) p115,116	今回回答
52	2022/8/30	G-1-002	改2	有毒ガス防護について	p270	※3の記載の意図がわかりにくいので、記載を適正化 すること。	※3について「消防法に基づく届出情報から貯蔵方法 の情報が得られなかったものの、液化石油ガスは高圧 ガスであり、高圧ガス保安法に定める容器(ボンベ 等)に保管されているため調査対象外とした。」に記 載の適正化を図った。	p271, 275, 277, 278, 282, 310~318	今回回答
53	2022/8/30	G-1-002	改2	有毒ガス防護について	p339	体への影響がないので除外している考え方を追記すること。(本文の記載を引用する形で,ガス事業法	ガス事業法から抽出された固定源について保有するの は1社であることを記載した。また、抽出された固定 源のLNG及びLPGは開放空間での人体への影響がない旨 を記載した。	G-1-002(改3) p24 (本文 p19) G-1-010(改2) p22	今回回答
54	2022/8/30	G-1-002	改2	有毒ガス防護について	p339	F分布検定で,東二と水戸地方気象台で同じ期間で棄 却数が3個程度の期間があるか確認すること。	原子炉設置変更許可時点 (2018年9月26日) の至近10 年 (2008年4月〜2018年3月) の観測データと比較し, 特に異常な年ではないことを確認し,その旨を記載し た。	G-1-002(改3) p377~386 (別紙9 p1~10) G-1-010(改2) p225~240	今回回答
55	2022/8/30	G-1-002	改2	有毒ガス防護について	p437	第1図の担当室を担当室Mへの修正を検討すること。 発電所員も発電所員(担当室員)が正確なので適正 化を検討すること。また、可動源が直接くるわけで なく、担当室から発注があって可動源がくるのでそ の旨わかるように工夫すること。	第1図の記載を適正化し、「担当室M」から事業者に 連絡し納入日時を定めた上で、可動源の発電所敷地内 への入構対応を行う体制とすることを記載した。	G-1-002(改3) p445,446 (別紙11-1 p1,2) G-1-010(改2) p283.284	今回回答
56	2022/8/30	G-1-002	改2	有毒ガス防護について	p449	第3表の酸素ボンベの配備数量で中央制御室(運転 員)が8名となっているが,場所と要員名を分ける 等,適正化をすること。	第3表の構成を変更し、配備場所と対象とする要員の 整理を適正化して記載した。	G-1-002(改3) p457 (別紙12-1 p6) G-1-010(改2) p296	今回回答
57	2022/8/30	G-1-010	改1	有毒ガス防護について_比較表	p41	DOとDH20の記号の意味が正確か確認すること。また、DH20の圧力PVの記載についても確認すること。	記載の適正化を図った。	G-1-002(改3) p43 (本文 p38) G-1-010(改2) p41	今回回答
58	2022/8/30	G-1-010	改1	有毒ガス防護について_比較表	p282	要員の名称については,再度女川を参考に適正化すること。	要員の名称の記載について,適正化を図った。	G-1-002(改3) p453 (別紙12-1 p2) G-1-010(改2) p291	今回回答
59	2022/8/30	G-1-010	改1	有毒ガス防護について_比較表	p25	敷地外固定源について, 再調査を実施しているので あれば, その旨を記載すること。	届出情報から情報が得られなかったものの扱い及び再 調査を実施した項目について記載した。	G-1-002(改3) p24,25 (本文 p19,20) G-1-010(改2) p23	今回回答

No.	年月日			説明資料	該当頁	コメント内容	回答内容	資料反映箇所	回答状況
60	2022/9/14	G-1-011	改1	敷地外固定源の再評価状況説明	p1	堰について、届出情報だと記載はないが、本来、法 令上堰の設置要求があることがわかるようにまとめ 資料に記載すること。	法令等の要求事項に基づき、まとめ資料に記載した。	G-1-002(改3) p41, 362~369 (本文 p36) (別紙7 p1~8) G-1-010(改2) p39, 212~217	今回回答
61	2022/9/14	G-1-011	改1	敷地外固定源の再評価状況説明	p1	タンクが破損した時に、中のものが全量流出した時に堰内で全量内包でき、堰から溢れることはなく、 今の堰面積以上にならないため、今の堰面積を考慮 すれば問題ないということをまとめ資料に記載する こと。	No. 60同様	G-1-002(改3) p41, 367~369 (本文 p36) (別紙7 p6~8) G-1-010(改2) p39, 216~217	今回回答
62	2022/9/14	G-1-011	改1	敷地外固定源の再評価状況説明		ガソリン13の貯蔵量は「一」でなく、届出情報の記載が正確な表現のため適正化すること。	記載の適正化を図った。	G-1-011(改2) p1	今回回答
63	2022/9/14	G-1-011	改1	敷地外固定源の再評価状況説明	p1	再調査で見直したもの(塩酸④-1,④-2,硝酸④,メタノール④)について、今はそうでも将来的に変更になる可能性があるため、そういった状況をどのように把握し対応するのかまとめ資料に記載すること。	今後, 新たな有毒化学物質の有無を確認し, 固定源または可動源に見直しがあった場合の対応について記載した。	G-1-002(改3) p8,9 (本文 p3,4) G-1-010(改2) p7	今回回答
64	2022/9/14	G-1-001	改3	申請の概要		「表13評価対象外とした有毒化学物質」の「名称」 は他と整合させて「薬品名称」が適切なので適正化 すること。	記載の適正化を図った。	_	2022/9/16
65	2022/9/14	G-1-001	改3	申請の概要	p23	硫化水素のと塩化水素のについて、蒸発率、物性値、モル質量についてどの値を使ったのか説明すること。また、ガソリン⑮についても評価条件を纏めてまとめ資料に記載すること。	硫化水素⑰,塩化水素⑰及びガソリン⑮の評価方法に ついてまとめ資料に記載した。	G-1-002(改3) p45, 46, 562~568 (本文 p40, 41) (別紙15 p83~89) G-1-010(改2) p44, 396~402	今回回答